

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第123号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成25年5月23日 04時40分ごろ
発生場所	香川県丸亀市丸亀港北西方沖 丸亀港昭和町防波堤灯台から真方位303° 1,400m付近 (概位 北緯34° 18.7′ 東経133° 45.3′)
事故等調査の経過	平成25年7月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第八蛭子丸、299トン 132770、新蛭子商船有限会社 B 漁船 信栄丸、4.1トン KA3-30219（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 漁網が切断
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、鋼材約1,014tを積載し、船首約3.3m、船尾約4.4mの喫水により、船長Aが、単独で船橋当直に就き、レーダー及びGPSを使用しながら、約7.5ノットの対地速力で丸亀港北西方沖を北東進中、前方に複数の漁船、紅灯及び緑灯を認め、右転して減速したが、平成25年5月23日04時40分ごろ、B船の流し網を通過し、衝撃や音を感じなかったため、航行を続けて丸亀港へ入港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、丸亀港北西方沖で長さ約1,000mのさわら流し網を南北方向に入れ、網の南側で漂流して操業中、船長Bが、流し網に接近して来るA船を認め、動静を監視していたところ、流し網の北側の標識灯がA船の船体で隠れたため、A船が流し網の上を通過したことに気付き、揚網したところ、流し網が損傷していることを認めた。 船長Aは、丸亀港に入港後、B船で追い掛けて来た船長Bから流し網を損傷したことを知らされた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：04時58分ごろ

<p>その他の事項</p>	<p>A船は、丸亀港沖を週に1～2回通航しており、船長Aは、本事故発生場所付近でさわら流し網の操業が行われていることを知っていた。</p> <p>B船の流し網は、網の北端に紅色の標識灯を、南端に緑色の標識灯をそれぞれ1つずつ点灯していた。</p> <p>船長Bは、本事故までに網に接触しそうな船がいたときには、B船の黄色回転灯を回しながら、接近して注意喚起を行っていたが、本事故当時は、A船が流し網を至近距離で通過するものと思い、動静を監視していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、丸亀港北西方沖を南東進中、船長Aが、B船の流し網の上を通過したことから、同網を損傷したものと考えられる。</p> <p>B船は、丸亀港北西方沖で漂泊してさわら流し網の操業中、船長Bが、接近して来るA船が流し網の至近距離を通過するものと思い、動静を監視していたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、操業中の流し網に接近するA船を認めた際、注意喚起を行っていれば、本事故を回避できた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、丸亀港北西方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊してさわら流し網の操業中、A船がB船の流し網の上を通過したため、発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前路に操業中の流し網を認めたときには、大きく避航すること。</li> <li>・他船に注意喚起等を行うときは、汽笛等を適切に使用し、早めに行うこと。</li> <li>・流し網には中間にも標識灯を設置することが望ましい。</li> </ul>